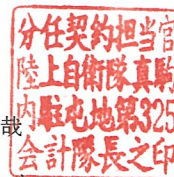


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第325会計隊長 土門 勝哉



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5LWG1CD00160		5GG11DV0007 0001					
品名 または 件名							
料理用白ワイン ほか2件							
部品番号 または 規格							
Q-a-69b 1.8L紙パック入り							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
6.00	PC						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
真駒内駐屯地				陸上自衛隊真駒内駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
染本2曹 3879				令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、真駒内駐屯地第325会計隊契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年3月11日(火)9時00分 真駒内駐屯地 第325会計隊

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「物品の販売」の登録格付「D」以上の者。

エ 付紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。

オ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 「入札及び契約心得」を厳守しているもの。

(2) 見本提出の場所及び日時

ア 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地糧食班事務室

イ 日時：令和7年3月5日(水)13時30分必着(見本提出品は〇印の付しているもの)

ウ 見本提出の際、見本提出品には必ず品名、業者名及び産地を明記し、魚・肉類はチルドで提出すること。この際、付紙第2「見本品一覧表(糧食班保管)」を見本品と併せて提出し、受領書を受領すること。

エ 見本の提出については、直接糧食班事務室へ指定時間厳守で届けるものとし、事前提出及び宅配便等での提出は認めない。

オ 令和7年3月5日(水)の17時00分までに見本品提出業者の責任において糧食班事務室の判定を確認すること。

(3) 適用する契約条項

糧食品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項を付す。

(4) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、（落札単価×予定数量）に当該金額の消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる）の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。）
- イ 契約保証金は免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）
- (5) 入札の無効
- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- オ 電報・電話・FAXによる入札
- カ 当隊指定の入札書以外での入札
- キ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- ク 官側の承認を得ていない同等品による入札
- (6) 郵便入札による提出要領
- ア 入札書は、「（入札の件名）入札書在中」と明記し小封筒の中に入れて封印する。
- イ 上記アの入札書が入った小封筒と資格審査結果通知書（写）を郵便用封筒に入れて、令和7年3月10日（月）17時00分までに真駒内駐屯地第325会計隊契約班に必着させるとともに郵送した旨を第7項第10号の問い合わせ先に通知すること。
- ウ 郵便入札に万全を期すのであれば、入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (7) 落札決定方式
- ア 単価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合はくじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- イ 落札決定に当たって、入札書に記載された単価に当該金額の10パーセント（軽減税率適用対象品目は8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込で見積もった当該単価に関しては110分の100（軽減税率適用対象品目は108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 契約書の作成
落札決定後、契約内容に応じ官側から別途指示する。
- (9) その他
- ア 入札書は当隊指定の入札書を使用すること。
- イ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書の下部余白に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- オ 代理人を持って入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- カ 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は、別示する。
- キ 本入札は郵便入札を推奨する。
- ク 同等品による入札について
(ア) 調達要求部隊に付紙第3「同等品判定依頼書」を提出して、調達要求部隊の承認を得ること。
(イ) 同等品判定依頼書の提出期限は、令和7年3月5日（水）12時00分までとし、提出者の責任において調達要求部隊の判定の確認を受けるものとする。調達要求部隊の承認が間に合わない場合については無効とする。
- (10) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒005-8543
札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班 （担当：平野）
TEL 011-581-3191（内線3343） FAX 011-581-2569
- (11) 調達物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊真駒内駐屯地 業務隊 糧食班
糧食品：担当 栄養士 坂田（内線3974）
- (12) 公告掲示場所及び期間
- ア 掲示場所：真駒内駐屯地第325会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/index.html>
- イ 掲示期間：令和7年2月26日（水）～令和7年3月11日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

年 月 日

同 等 品 判 定 依 頼 書

分任物品管理官
真駒内駐屯地業務隊長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記の応札（見積）予定物品が調達要求物品と同様であることを判定願います。

記

調達要求書番号	品名	仕様書 カタログ品名	同等品製品名

添付書類等： _____
(カタログ等諸元が判断可能なもの)

年 月 日

(会社名)
(代表者氏名) 殿

分任物品管理官
真駒内駐屯地業務隊長

同 等 品 判 定 結 果 通 知 書

上記応札（見積）予定物品について、次のとおり判定する。

判 定：同等品として

承認する。

承認しない。

業者各位
市価価格調査の御協力依頼について。

- ☆ ご記入された、金額等は、他部外には、いっさい公表いたしません。
- ☆ 又、この調査は、入札価格の調査ではありません。入札で応札できるであろう金額の調査です。
- ☆ 記入できる範囲で協力を願います。
- ☆ 記入場所は各市価価格欄にお願いします。
- ☆ ご記入後、FAX等にてご返信をお願いします。
- ☆ 電話番号：011-581-3191(3343) 担当：平野
- ☆ FAX :011-581-2569

業者名等

提出期限：令和7年3月6日(木)1200まで

No	品名	規格	単位	市価価格
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

No	品名	規格	単位	市価価格
1	料理用白ワイン	Q-a-69b1.8L紙パック入り	本	
2	料理用赤ワイン	Q-a-68b1.8L紙パック入り	本	
3	みりん	Q-a661.8Lペットボトル入り	本	
4		以下余白		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

